

(別添)

ふくまる生産者登録制度への登録申請の方法と提出が必要な書類について

1. 登録申請について

この取組に同意する生産者は、「ふくまる」生産に関する誓約書（様式第1号）^{※1, 2}に必要事項を記入し、

①県内3集荷団体（全農、茨集、茨食）に出荷を予定している方は、種子注文時に、各出荷先（JA、集荷業者）に提出して下さい。

②県内3集荷団体（全農、茨集、茨食）以外への出荷、もしくは自ら販売することを予定している方は、管内の地域農業改良普及センターに提出して下さい。

記入漏れ等のない正確な誓約書の提出をもって、制度への加入となります。

また、登録内容に変更が生じた場合は、ふくまる登録内容等変更届出（様式第2号）^{※2}を提出して下さい。（提出先は誓約書（様式第1号）と同様）

※1 誓約書は、毎年提出が必要となります。

※2 様式第1～2号は、各JA、集荷業者、地域農業改良普及センター等にお問い合わせ下さい。

2. 報告書の提出について

【登録した生産者が提出するもの】

登録した生産者は、以下の報告物を定められた期限内に提出^{※1}して下さい。

①購入種子を証明するものの写し^{※2} : 提出期限 当該年6月末日まで

②栽培管理記録簿（様式第3号^{※3}）

: 提出期限 地域農業改良普及センターに提出する場合には当該年9月末日までとし、集荷団体、業者に提出する場合には各集荷団体が定める期限までとする。

※1 提出先は、誓約書（様式第1号）と同様です。

※2 購入種子を証明するものの写しについては、生産者の求めに応じて、集荷団体に取りまとめた伝票等で代替することも可能です。

※3 様式第3号は、各JA、集荷業者、地域農業改良普及センターにお問い合わせ下さい。なお、JA等で使用している栽培管理記録表で代替することも可能です。

【集荷団体（集荷業者等）が提出するもの^{※1}】

①作付・出荷計画書（様式第4号^{※2}） : 提出期限 当該年3月末日まで

※1 県内3集荷団体（全農、茨集、茨食）以外に出荷している集荷業者や、自ら販売を行う生産者や法人などは、管内の地域農業改良普及センターに提出して下さい。

※2 様式第4号は、各JA、集荷業者、地域農業改良普及センターにお問い合わせ下さい。なお、同様の内容が確認できる様式であれば既存の様式で代替することも可能です。

【誓約書・報告書提出までの流れ】

